						稲敷東	238.096	342.720	583.440
					稲　敷	285.715	476.191	587.520	828.240
				阿見東	238.096	523.810	714.286	832.320	1,073.040
			牛久阿見	238.096	476.191	761.905	952.381	1,073.040	1,313.760
		つくば牛久	238.096	476.191	714.286	1,000.000	1,190.477	1,321.920	1,562.640
	つくばジャンクション	95.239	333.334	571.429	809.524	1,047.620	1,238.096	1,383.120	1,623.840
つくば中央	190.477	238.096	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,428.572	1,558.560	1,753.032

大型車

									大栄ジャンクション
								下　総	330.990
							神　崎	213.180	544.170
						稲敷東	285.715	471.240	802.230
					稲　敷	380.953	619.048	807.840	1,138.830
				阿見東	333.334	714.286	952.381	1,144.440	1,475.430
			牛久阿見	333.334	666.667	1,047.620	1,285.715	1,475.430	1,806.420
		つくば牛久	333.334	666.667	1,000.000	1,380.953	1,619.048	1,817.640	2,148.630
	つくばジャンクション	95.239	428.572	761.905	1,095.239	1,428.572	1,714.286	1,901.790	2,232.780
つくば中央	238.096	333.334	666.667	1,000.000	1,333.334	1,666.667	1,952.381	2,143.020	2,410.419

特大車

									大栄ジャンクション
								下　総	551.650
							神　崎	355.300	906.950
						稲敷東	476.191	785.400	1,337.050
					稲　敷	619.048	1,047.620	1,346.400	1,898.050

						阿見東	571.429	1,142.858	1,571.429	1,907.400	2,459.050
					牛久阿見	571.429	1,142.858	1,714.286	2,142.858	2,459.050	3,010.700
				つくば牛久	571.429	1,142.858	1,666.667	2,285.715	2,666.667	3,029.400	3,581.050
			つくばジャンクション	142.858	714.286	1,285.715	1,809.524	2,380.953	2,809.524	3,169.650	3,721.300
つくば中央		380.953	571.429	1,095.239	1,666.667	2,238.096	2,809.524	3,238.096	3,571.700	4,017.365

1．⑶①ロのうち、㈠を次のとおり改め、㈡を削る。

㈠　ポイントの付与

イ）料金の額10円毎に１ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

ロ）平成27年３月１日から平成27年５月31日までの間に、イに定める自動車がＡに定めるインターチェンジとＢに定めるインターチェンジ相互間を通行する場合は、イ）に定めるポイントの付与に加えて、１回の通行につき料金の額10円毎に２ポイント付与するものとする。

Ａ　北エリア

磐越自動車道のいわきジャンクションからいわき三和インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまで、東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジから茨城町ジャンクションまで、北関東自動車道の桜川筑西インターチェンジから水戸南インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のつくば中央インターチェンジから神崎インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに東水戸道路の全インターチェンジ。

Ｂ　南エリア

常磐自動車道の浪江インターチェンジから亘理インターチェンジまで及び仙台南部道路の仙台若林ジャンクションから山田インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに仙台東部道路の全インターチェンジ。

1．⑶④のうち、「Ｆ」を「Ｅ」に改める。

1．⑶⑤を次のとおり改める。

⑤　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。